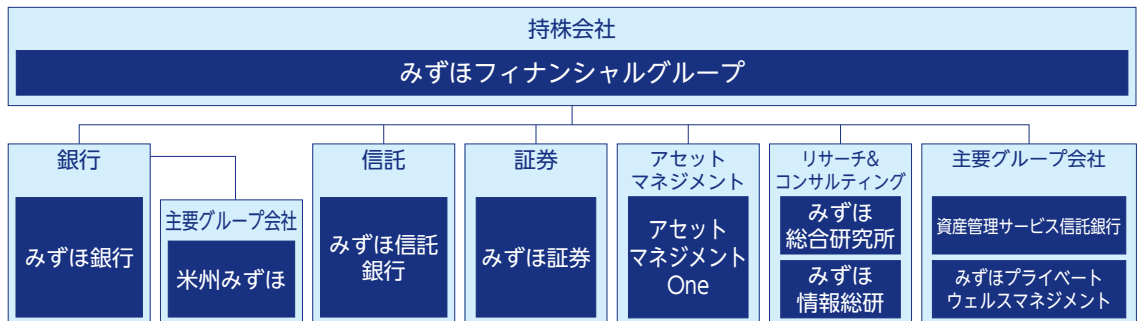


1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社124社および持分法適用関連会社19社等で構成され、「日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ」を目指し、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。



* 当社と主なグループ会社の関係を簡略に図示したものです。

■ 金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、中国経済の持ち直し、ITサイクルの改善、先進国を中心とした企業マインドの改善などを背景に、全体として緩やかな回復が続きました。

米国経済は、雇用・所得環境の改善や株価上昇による資産効果から個人消費が堅調に推移したことや、トランプ政権による減税策への期待から設備投資が増加に転じたことなどを受けて、回復基調が継続しました。こうしたなか、F R B（連邦準備制度理事会）は2017年6月、同9月、2018年3月に利上げを実施し、2017年10月にはバランスシートの縮小を開始するなど、金融緩和からの出口戦略を進めました。

欧州経済は、ユーロ高の進行が景気の下押し要因となったものの、フランス大統領選を受けた政治不安の後退から先送りされていた設備投資需要が顕在化したことに加え、雇用の増加を受けた個人消費の拡大が続いたことから、回復が続きました。こうしたなか、E C B（欧州中央銀行）は政策金利を据え置く一方、2017年10月に毎月の資産購入額を半減させることを決定し、金融緩和からの出口戦略に向けて舵を切りました。

アジアでは、中国経済が、金融規制の強化や不動産投機抑制策によって設備投資の低調が続いたものの、2017年秋の党大会に向けた政府による景気下支え策や所得の伸びを背景とした堅調な個人消費、輸出の拡大などが景気を支え、堅調に推移しました。新興国経済については、中国経済の底堅さや輸出の拡大などから、回復基調で推移しました。

日本経済は、海外経済の拡大や内需の堅調な推移から回復基調が続きました。内需については、在庫循環の改善、五輪関連や生産性向上に関わる設備投資の増加、経済対策に伴う公共投資の執行が押し上げ要因となったほか、個人消費も耐久財の買い替えや中小企業を中心とした賃上げの効果から持ち直しを維持しました。こうしたなか、株価は堅調に推移し、為替もみ合いが続いていましたが、2018年2月以降は米長期金利の上昇やトランプ政権による保護主義政策への警戒感から株価が調整に転じ、為替も円高が進行しました。一方、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、長期金利は0%近傍の低位での推移が続きました。

今後の先行きについては、世界経済は、米国を中心に引き続き回復が期待されますが、下振れリスクは残存しており、米国大統領の政策運営や欧州の政治情勢、中国経済の動向、地政学リスクの高まりなどには更なる注視を要する状況となっております。日本経済についても、各種政策の効果による下支えに加え、個人消費や設備投資の拡大により、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性の高まりには留意する必要があります。

■ 企業集団の事業の経過および成果

2017年度業績

2017年度の親会社株主純利益*1は5,765億円となり、期初に定めた5,500億円の業績予想に対して104%の達成率となりました。

2017年度は、顧客部門のソリューション関連収益や信託の不動産関連収益が増加したことにより、非金利収支が前年度並みの水準となりましたが、国内外の金利環境を主因に債券ビジネスの収益が減少したほか、日銀のマイナス金利政策の継続など、金融機関にとって厳しい経営環境が続いたため、連結業務純益は4,578億円と前年度比▲2,055億円の減少となりました。一方で、与信関係費用の戻入益や政策保有株式の売却に伴う売却益等の寄与もあり、親会社株主純利益は年度計画を達成しております。以上の結果、2018年3月末現在の連結普通株式等Tier1比率は12.49%と十分な水準となりました。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。株主還元方針につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。

こうした方針のもと、2017年度の期末配当金につきましては、期初配当予想通りの、普通株式について3円75銭（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度と同額の1株当たり7円50銭）とさせていただきます。上記配当金は、2017年度の親会社株主純利益が業績予想を達成したこと、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制をはじめとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、取締役会にてしっかりと検討を重ね、決定いたしました。

*1 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益	連結業務純益
5,765億円 前期比 ▲269億円	4,578億円 前期比 ▲2,055億円
連結普通株式等Tier1比率	普通株式配当金（年間配当金）
12.49% 前期比 +1.15%	7円50銭 うち期末配当金は1株当たり 3円75銭

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。

（単位：億円）

会社名	経常収益（営業収益）	経常利益	当期純利益*2
当社連結決算	35,611	7,824	5,765
みずほ銀行	24,669	5,591	4,488
みずほ信託銀行	2,056	573	442
みずほ証券	3,267	385	321

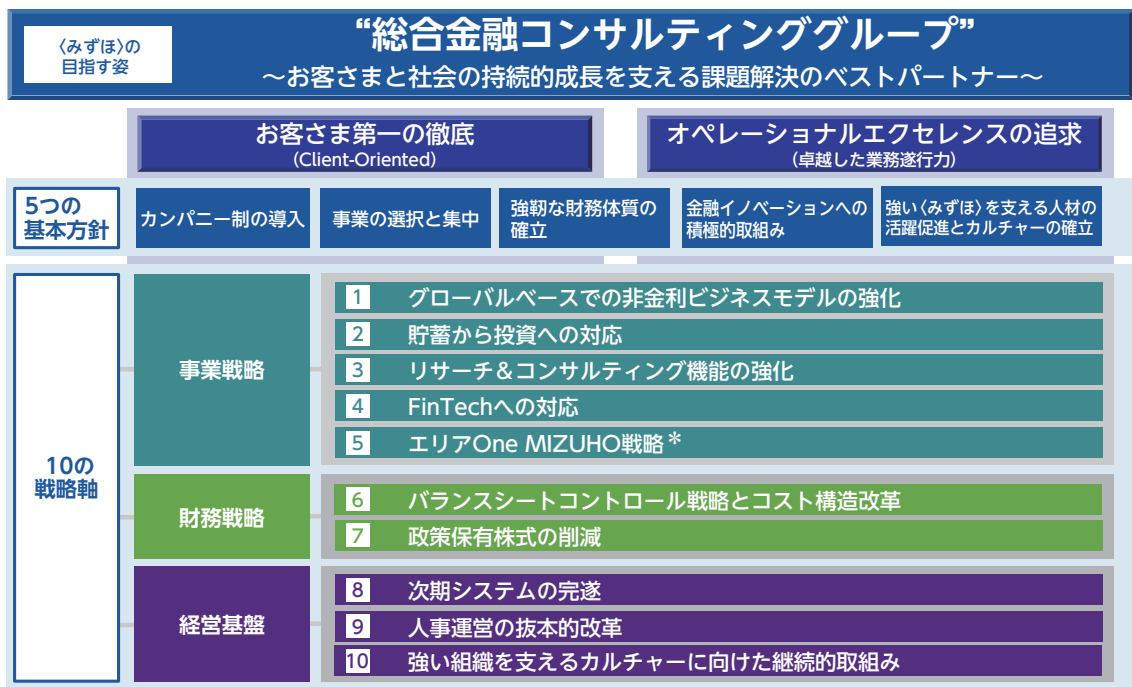
*2 当社連結決算は親会社株主に帰属する当期純利益を記載

中期経営計画

当社グループは、2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』を推進しております。この計画は、従来から推進してきた「お客さま第一（Client-Oriented）」をさらに徹底するとともに、業務高度化・効率化プロジェクトにより「オペレーショナルエクセレンス（卓越した業務遂行力）」を追求することで、「総合金融コンサルティンググループ」という新しいビジネスモデルを構築し、「One MIZUHO戦略」を進化させようとするものです。

資産運用機能やリサーチ&コンサルティング機能を銀行・信託・証券に次ぐ新たな柱として加え、これまで以上にお客さまに最良・最適なサービスを提供し、〈みずほ〉への満足度を高めていただくことで、法人のお客さまの持続的な発展や個人のお客さまの安定した未来のためのOnly Oneのパートナーを目指してまいります。

中期経営計画では、このような新しいビジネスモデルを構築することを目指して、5つの基本方針と、それを事業戦略、財務戦略、経営基盤において具体化した10の戦略軸を設定しております。



* 同一地域における銀行・信託・証券一体でのOne MIZUHO戦略。営業拠点エリア戦略を主体的に考え実行。

2017年度の取り組み

中期経営計画の2年目である2017年度は、「顧客本位の業務運営と生産性の抜本的向上によるOne MIZUHO戦略の“加速”」を運営方針とし、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

まず、顧客本位の業務運営の徹底に向けて、銀行・信託・証券等グループ一体運営をさらに進化させるため、現場力の強化、意思決定の迅速化、グループ経営の効率化等を進め、お客さまの課題解決を通じたグループ一体での非金利ビジネスの強化に取り組んでまいりました。

また、フィデューシャリー・デューティー^{*1}の実践については、資産運用関連業務に関するグループの取組方針、グループ各社毎のアクションプランに加え、定着状況を確認するための定量指標（KPI）を設定・公表し、お客さまの立場に立ったさまざまな施策を実践してまいりました。

次に、生産性の抜本的向上に向けて、「オペレーショナルエクセレンス」を推進してまいりました。「オペレーションの効率化」と「オペレーションの高度化によるお客さまへのサービスの価値向上」を目指し、本部機能のスリム化やRPA（Robotic Process Automation）^{*2}等のデジタルテクノロジーも活用した業務プロセスの改革、社員一人ひとりの意識改革等を進めてまいりました。

さらに、イノベーションにも積極的に取り組んでまいりました。専担のCDIO（チーフ・デジタル・イノベーション・オフィサー）を設置した新しい推進体制の下、次世代のビジネスモデル創造・事業化を目的とした株式会社Blue Labの設立や、株式会社J.Scoreによる日本初のFinTechサービス「AIスコア・レンディング」^{*3}の開始等、取り組みを具体化してまいりました。

加えて、社会の持続可能な発展への貢献と新たな企業価値創造に向け、環境・社会・ガバナンス（ESG）課題について、CSR（企業の社会的責任）への取り組みを推進してまいりました。環境・社会の面では、グリーンボンドの発行や国際規範に沿った人権方針の制定等を行ったほか、ガバナンスの面では、邦銀グループの持株会社として初めて、取締役会の議長および法定3委員会の委員長を全て社外取締役が務める体制とし、中核3社^{*4}は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

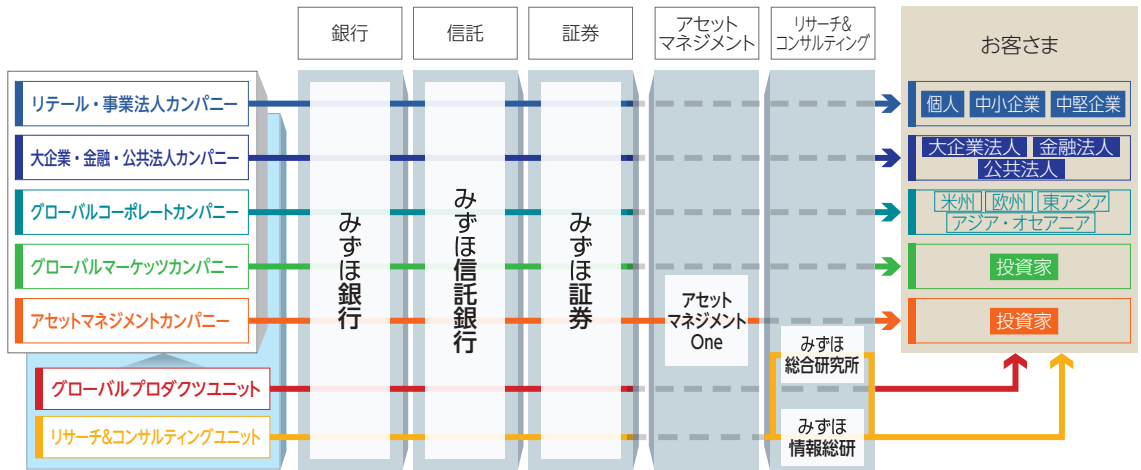
法令遵守態勢につきましても、反社会的勢力との取引遮断や、マネー・ローンドリングやテロ資金供与の防止に向けた取り組み等を引き続き進めてまいりました。

- * 1 他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称
- * 2 定型マニュアル業務の自動化に活用可能な「簡易な判断を伴うデータ入力/加工/収集/チェック」が可能なソフトウェア
- * 3 AIスコアの水準に基づき金利・借入限度額といった条件の参考値を提示する個人向け消費性融資サービス
- * 4 株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

■ 事業戦略

当社グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループ運営を行ってまいりました。

各カンパニー・ユニットの事業戦略および当年度における事業の経過および成果は次の通りです。



リテール・事業法人カンパニー



個人

中小企業

中堅企業

リテール・事業法人カンパニーは、個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務を担当しており、お客さまとともに成長する「総合金融コンサルティングカンパニー」を目指しております。

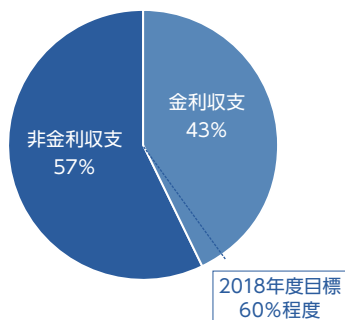
個人のお客さまには、資産運用、資産承継等のコンサルティング提供力の向上に努めていくとともに、先進的な技術の活用・他社との提携等による、利便性の高いサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

中小企業・中堅企業のお客さまには、コンサルティングを起点とした成長戦略支援を通じて、事業の拡大・承継、海外展開等のニーズや、企業オーナー等の資産承継・運用等のニーズに対し、最適なソリューションをグループ一体で提供してまいります。

当年度は、金利収支が低下する環境下、非金利収支の増強に取り組んでまいりました。多様なお客さまに最適なソリューションを提供するため、グループ一体となった営業体制の強化に取り組むとともに、デジタルテクノロジーを駆使した新たな店舗形態の導入や、インターネット・スマートフォンサービスのレベルアップ等、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。

個人のお客さまには、「貯蓄から投資・資産形成へ」の流れを後押しするため、つみたてNISAの導入等、資産運用ビジネスの体制強化に努め、中小企業・中堅企業のお客さまには、事業拡大・承継を切り口としたコンサルティングを通じた成長戦略支援に注力してまいりました。

2017年度 非金利収支比率



※概数、管理会計

CLOSE UP ▶

「みずほWallet」アプリの提供開始

各種決済サービスを搭載したアプリの提供を開始



大企業・金融・公共法人カンパニー

大企業法人

金融法人

公共法人

大企業・金融・公共法人カンパニーは、国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務を担当しており、お客さまから最も信頼されるパートナーになることを目指しております。

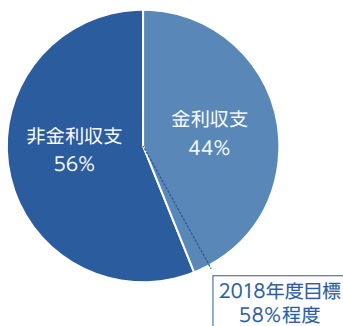
大企業法人のお客さまには、資金調達・運用、経営・財務戦略等に関するお客さまニーズに対し、シンジケートローンや社債引受、M&A等、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを提供してまいります。

金融法人のお客さまには、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまには、公共債の受託、引受を通じた資金調達支援、指定金融機関業務等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまいります。加えて、日本経済の重要課題である、地方創生に向けた取り組みにも注力してまいります。

当年度は、グローバル戦略の加速やデジタルイノベーションの進展による社会・産業構造の変化への対応を踏まえた、資金調達・運用、経営・財務戦略に関するお客さまのニーズを捉え、さまざまなソリューションを提供する取り組みを強化してまいりました。

また、証券におけるグローバルな業種を切り口とした連携強化に向けた体制整備、信託におけるコンサルティング機能の強化のほか、国や地方公共団体との官民連携（PPP/PFI）等に対しても積極的に取り組んでまいりました。

2017年度 非金利収支比率



※概数、管理会計

CLOSE UP ▶

国内シンジケートローンブックランナーで1位を獲得

順位	金融機関名	金額
1	みずほフィナンシャルグループ	88,999
2	三井住友フィナンシャルグループ	63,090
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	56,922

※2017年度

※マーケット発行額（億円）

（出典）トムソンロイターの情報を基に、みずほ銀行にて作成

グローバルコーポレートカンパニー



米州	欧州	東アジア	アジア・オセアニア
----	----	------	-----------

グローバルコーポレートカンパニーは、海外進出日系企業および非日系企業等のお客さまに向けた業務を担当しており、大きく変わる世界の経済動向・規制動向のなかで、持続的に成長するカンパニーを目指しております。

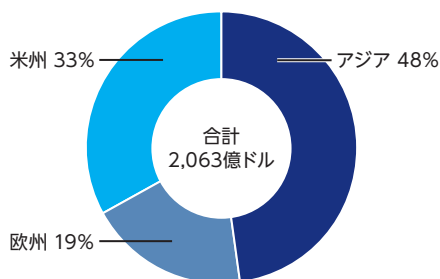
お客さまの事業への深い理解と、貸出、社債引受等のコーポレートファイナンスの分野での強みを活かし、さまざまなソリューションを提供してまいります。

当年度は、日系企業のお客さまには、海外進出検討時の情報提供から事業・財務戦略支援まで最適なソリューションと的確なコンサルティングを提供することで、海外事業展開のサポートを強化してまいりました。

非日系企業のお客さまに対しては、全世界ベースで約300グループの優良企業にフォーカスするGlobal300戦略を中心に推進しております。〈みずほ〉が知見と実績を有する産業セクターに対する重点的なアプローチやトップマネジメントの密接なリレーションを通じ、お客さまとの長期的な関係構築に努めてまいりました。

また、拠点ネットワークの拡充および海外の主要な金融機関や政府系機関等との提携関係の構築を進め、サービス提供力の強化にも努めてまいりました。

2017年度末 海外向け貸出構成



CLOSE UP ▶

バンコック支店プノンペン出張所を開設



グローバルマーケットカンパニー

投資家

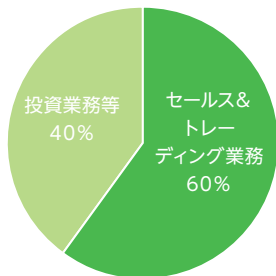
グローバルマーケットカンパニーは、株式・債券等への投資業務に加え、セールス&トレーディング業務として、個人から機関投資家まで幅広いお客さまのリスクヘッジ・運用ニーズに対して、マーケット商品全般を提供してまいります。

銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指しております。

当年度は、お客さまへの商品提供力を一層高めるために、組織・機能の再編を実施し、為替・デリバティブ関連のヘッジニーズや株式・債券等の投資ニーズへの対応等、グループの総合力を活かしたソリューション提供に加え、AIを活用した取引高度化にも取り組むことで、セールス&トレーディング業務の強化に努めてまいりました。

また、投資業務については、市場変動の予兆管理の高度化と投資分散の徹底を通じ、安定的なポートフォリオ運営に努めてまいりました。

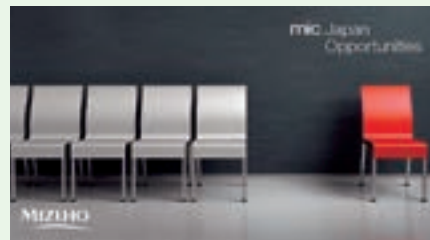
2017年度 業務粗利益内訳



※概数、管理会計

CLOSE UP ▶

Japan Opportunities 2017 MIC 中小型成長株コンファレンスを開催



アセットマネジメントカンパニー



投資家

アセットマネジメントカンパニーは、個人から機関投資家まで幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供してまいります。

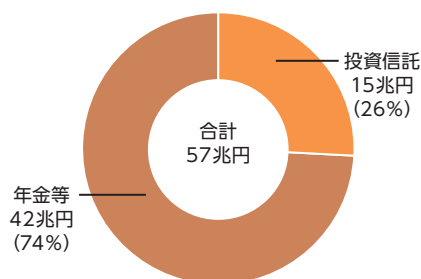
フィデューシャリー・デューティー*を全うし、個人のお客さまの資産形成を後押しする運用商品の提供や、年金基金等のお客さまの多様化する運用ニーズにお応えするコンサルティング機能の提供等を通じ、お客さまニーズを実現していくことで、国内金融資産の活性化に貢献することを目指しております。

当年度は、個人のお客さまに対しては、人生100年時代の到来を見据えた中長期にわたる資産形成に適した投資信託や、個人型確定拠出年金（iDeCo）等のサービスを提供してまいりました。また、最先端のAI技術を活用した投資信託の新規設定等、運用力の高度化に努めてまいりました。

年金基金等のお客さまに対しては、資産・負債の両面を踏まえたポートフォリオの分析・助言や、年金制度・運用両面からのコンサルティング提案等のサービスを提供してまいりました。

* 53頁* 1をご参照

2017 年度末 運用資産残高内訳



🔍 CLOSE UP ▶

AI技術を活用したファンドを設定



グローバルプロダクツユニット



トランザクション

インベストメントバンキング

グローバルプロダクツユニットは、インベストメントバンキング分野とトランザクション分野において、事業・財務戦略アドバイス、資金調達サポート、国内外為替・決済等のソリューションを提供してまいります。

各カンパニーや銀行・信託・証券等グループ会社間の強固な連携と、高度な専門性を駆使して〈みずほ〉の目指す「総合金融コンサルティンググループ」をプロダクツの面から支えることを目指しております。

当年度は、M&Aやプロジェクトファイナンス等の各分野におけるお客さまの多岐にわたるニーズに対し、あらゆるプロダクツ機能を結集し、包括的なサービスの提供に努めたほか、各分野において投資家目線も意識しながらリスクテイク力の強化に取り組んでまいりました。

また、公的不動産、コンセッション事業*等への対応や、社会環境に応じて変化するお客さまのニーズに寄り添った新商品の開発・取り扱い拡大等、ビジネス領域の新規開拓、裾野拡大に取り組んでまいりました。

* 公共施設等の所有権を公的機関に残したまま、運営を民間事業者が行う事業

リサーチ&コンサルティングユニット



リサーチ&コンサルティングユニットは、産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能に、ITデジタル知見を掛け合わせたソリューションを提供するとともに、〈みずほ〉の法人向け会員制サービスを統合し創設したMIZUHO Membership One (MMOne) を展開してまいります。

お客さまや社会の価値創造の“起点”として、顕在的・潜在的な課題を包括的に解決していくことを目指しております。

当年度は、旬なトピックスに関する深い洞察をタイムリーにお届けしていくOneシンクタンクレポートに加え、超長期の日本のあるべき姿を考察・提言したOneシンクタンクフォーラム開催等を通じた情報発信に取り組んでまいりました。

また、事業承継のような個別企業の課題や、環境・エネルギー、インフラ、ヘルスケアといった社会的課題の解決につきましても、高度な知見とノウハウを活かし各カンパニーと連携して取り組んでまいりました。

■ 企業集団が対処すべき課題

金融機関を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続するとともに、大きな構造変化が予想されています。このような環境のなか、10年後を見据えたグループの持続的成長と将来の競争優位性確保に向けて、抜本的構造改革に取り組んでまいります。

テクノロジーのめざましい進展をオープンイノベーションの考えの下で活用し、金融の枠を超えた他社との協働による新たなビジネス機会の創出も含めたトップライン収益の増強を図るとともに、組織・人員の最適化やチャネルの再構築等にも取り組み、コスト競争力の強化や生産性の向上を図ることで、「One MIZUHO戦略」のさらなる進化を目指してまいります。

2018年度は、「抜本的構造改革への着手・実行」「中期経営計画の仕上げ」「次期システムの完遂」という3つの重要な課題に対処すべく、「ビジネス構造・基盤の変革に着手し、お客さま第一の再徹底と生産性の抜本的向上による“One MIZUHO戦略”のさらなる進化」を運営方針とし、以下の事項に重点を置いて、取り組みを進めてまいります。

なお、各カンパニー・ユニットの事業戦略については、「企業集団の事業の経過および成果」に記載した通りです。

「お客さま第一」の徹底を通じた収益力の強化

お客さまとの接点強化、お客さまのニーズ把握の徹底等を通じて、グループ一体となった「One MIZUHO戦略」をさらに進化させ、課題解決を通じたグループ一体での収益力の強化に取り組んでまいります。また、資産運用関連業務におけるフィデューシャリー・デューティー*の実践に向けた取り組みを進めるとともに、お客さまの声・評価を業務計画フォローのサイクルに取り込み、戦略・施策に反映させてまいります。

* 53頁*1をご参照

事業の選択と集中

注力分野と縮退分野において、ターゲット先やマーケットを絞った経営資源配分のメリハリを強化することで、限られた経営資源を効果的に活用し、収益力を向上させてまいります。注力分野においては、リスクテイクの領域や深度の拡大に取り組むほか、新規ビジネスや成長領域のビジネス強化に着手してまいります。

強靱な財務体質の確立

事業環境の変化の予兆を捉えてバランスシートコントロールを機動的・実効的に行うことで、リスク・リターン最適化を図ってまいります。政策保有株式の削減については、中期経営計画で掲げた目標の達成に向けて取り組んでまいります。

また、「オペレーショナルエクセレンス」への取り組み等を通じた業務プロセスの抜本的見直しや、働き方の見直しによりコスト構造改革を実現してまいります。

テクノロジー・データの活用

グループ全体のデジタルイノベーション戦略の企画・推進機能を強化し、業務プロセス高度化による生産性向上、ビジネス基盤の刷新、新規ビジネスの創造、の各々の領域において、テクノロジー・データの活用や、他企業との協働による価値共創に向けた取り組みを推進してまいります。

人材の活躍促進とカルチャーの変革

「個」を尊重する人事運営、多様な人材の活躍促進、多様かつ柔軟な働き方を可能とする「働き方改革」、「健康経営」の取り組み等、「人事運営の抜本的改革」の定着・浸透を図るとともに、社員のチャレンジを促す意識改革や内向きエネルギーの排除等、カルチャーの変革に向けた取り組みを進めてまいります。

次期システムの完遂

最重要・最大規模のシステムプロジェクトとして、万全の態勢のもと、「安全・着実」に完遂するべく取り組んでまいります。

これらの取り組みに加え、リスクアペタイト・フレームワークの高度化や反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢およびガバナンス態勢の強化につきましても引き続き取り組んでまいります。

なお、既に公表しております通り、当社の連結子会社である資産管理サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との間で、経営統合を行う旨の経営統合契約書を締結しております。統合会社は、資産管理業務においてお客さまのあらゆるニーズに幅広くお応えする国内トップの資産管理専門信託銀行を目指してまいります。

また、株式会社みずほ銀行とみずほ信託銀行株式会社の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

当社グループは、SDGs（持続可能な開発目標）*1等の社会的課題の解決に向けて、CSR（企業の社会的責任）への取り組みを推進することで、社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献し、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

また、多様なステークホルダーの皆さまとの積極的なコミュニケーションの実践や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*2のサポート等を通じて、今後とも一層のブランド価値向上に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

*1 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標

*2 みずほフィナンシャルグループは、東京2020ゴールド銀行パートナーです

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

■ イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	31,802	32,152	32,929	35,611
経常利益	10,108	9,975	7,375	7,824
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,119	6,709	6,035	5,765
包括利益	19,410	3,045	5,581	7,655
純資産額	98,005	93,532	92,733	98,212
総資産	1,896,847	1,934,585	2,005,086	2,050,283

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
営業収益	3,777	3,335	3,780	3,050
受取配当額	3,446	2,928	3,281	2,560
銀行業を営む子会社	3,160	2,720	3,005	2,270
その他の子会社等	286	208	276	289
当期純利益	349,001 ^{百万円}	304,389 ^{百万円}	326,676 ^{百万円}	257,192 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	14 ^円 11 ^銭	12 ^円 17 ^銭	12 ^円 91 ^銭	10 ^円 13 ^銭
総資産	66,031	70,642	92,693	105,877
銀行業を営む子会社株式等	54,548	54,548	54,544	54,544
その他の子会社株式等	5,685	5,677	6,201	6,201

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額 (優先配当額等)}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 企業集団の使用人の状況

	使用人数 (人)	
2017年度末	株式会社みずほ銀行 (連結)	38,058
	みずほ信託銀行株式会社 (連結)	5,019
	みずほ証券株式会社 (連結)	9,091
	その他	7,883
	合計	60,051
2016年度末	株式会社みずほ銀行 (連結)	37,696
	みずほ信託銀行株式会社 (連結)	4,843
	みずほ証券株式会社 (連結)	8,844
	その他	7,796
	合計	59,179

- (注) 1. 使用人数は、みずほフィナンシャルグループおよび連結子会社の就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
 3. みずほフィナンシャルグループの使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

(ご参考)

みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券 (以下4社という) における使用人の状況は、以下の通りであります。

	2017年度末	2016年度末
使用人数	42,796人	41,758人
平均年齢	38年3月	38年4月
平均勤続年数	14年0月	14年2月
平均給与月額	487千円	491千円

- (注) 1. 使用人数は、4社の就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、4社合算であり、平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、4社平均であります。
 3. 使用人数は、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
 4. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 5. 平均給与月額は、3月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

■ イ. 銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ：本社

■ ロ. 銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	2017年度末	2016年度末	
関東・甲信越	386	387	本店ほか
北海道・東北	16	16	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	85	85	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	16	16	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	13	13	福岡支店ほか
国内計	516	517	
米州	13	13	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	7	7	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	22	22	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	42	42	
合計	558	559	

- (注) 1. 営業所には出張所、振込専用支店、口座振替専用支店、ATM統括支店（「共同利用ATM」管理専門支店）、確定拠出年金支店（確定拠出年金専用店）、インターネット支店を含んでおります。
2. 上記のほか、2017年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を166か店（2016年度末162か店）、店舗外現金自動設備を55,170か所（2016年度末53,635か所）、駐在員事務所を6か所（2016年度末6か所）設置しております。
3. このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に5か所（2016年度末5か所）、関西国際空港に2か所（2016年度末2か所）、羽田空港に4か所（2016年度末4か所）、銀座に1か所（2016年度末1か所）、店舗外外貨自動両替機を成田空港に4か所（2016年度末4か所）、銀座に1か所（2016年度末2か所）、ファミリーマートに2か所（2016年度末2か所）設置しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	2017年度末	2016年度末	
関東・甲信越	42	40	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	10	9	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	3	3	広島支店、岡山支店ほか
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	60	57	

- (注) 1. 営業所には出張所（みずほ銀行と同じ建物等に展開する相談拠点「トラストラウンジ」等24か所（2016年度末21か所））を含んでおります。
2. 上記のほか、2017年度末現在において、信託代理店59先（2016年度末53先）を設置しております。

■ 八. 証券業

みずほ証券

	営業所数		主要な営業所
	2017年度末	2016年度末	
関東・甲信越	46	46	本店、新宿営業第一部ほか
北海道・東北	6	6	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	38	38	大阪営業第一部、名古屋支店ほか
中国・四国	10	10	広島支店、高松支店ほか
九州	9	8	福岡支店、熊本支店ほか
合計	109	108	

- (注) 1. 上記のほか、2017年度末現在において、駐在員事務所を2か所（2016年度末2か所）設置しております。
 2. 上記のほか、2017年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」（プラネットブース）を166か所（2016年度末165か所）設置しております。

■ 二. その他の事業

みずほ情報総研：本社ほか

(ご参考)

より充実した総合金融サービスを提供するために、上記ロ.ハ.に記載の営業所等について、銀行・信託・証券の共同店舗化を進めております。内訳は次のとおりです。

共同店舗（国内）	店舗数	
	2017年度末	2016年度末
銀行・信託・証券共同店舗	37	35
銀行・証券共同店舗	149	149
銀行・信託共同店舗	5	4
信託・証券共同店舗	2	2
合計	193	190

- (注) 1. みずほ証券の共同店舗には、営業所のほかプラネットブースを含んでおります。

(5) 企業集団の設備投資の状況

■ イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社 みずほ銀行 (連結)	みずほ信託銀行 株式会社 (連結)	みずほ証券 株式会社 (連結)	その他
設備投資の総額	36,294	1,421	4,484	10,892

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. みずほフィナンシャルグループの設備投資の総額は、「その他」に含めて記載しております。

■ ロ. 重要な設備の新設等

該当するものではありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決 権比率	当社への 配当額
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年 5月7日	百万円 1,404,065	% 100.00	百万円 204,269
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年 5月9日	247,369	100.00	22,715
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年 7月16日	125,167	95.80	25,096
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コン サルティング業務	1967年 12月2日	900	98.60	444
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理 サービス業務	1970年 5月11日	1,627	91.50	1,206
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1985年 7月1日	2,000	51.00	2,240
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年 1月22日	50,000	54.00	72
株式会社みずほプライベート ウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング 業務	2005年 10月3日	500	100.00	-
米州みずほ (Mizuho Americas LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	持株会社	2016年 6月20日	406,044 (3,820百万 米ドル)	100.00 (100.00)	-
株式会社オリエント コーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年 3月15日	150,040	48.99 (48.99)	-
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年 11月29日	13,281	100.00 (100.00)	-
株式会社J.Score	東京都港区	レンディング業務	2016年 10月7日	2,500	50.00 (50.00)	-
確定拠出年金サービス 株式会社	東京都中央区	確定拠出年金 関連業務	2000年 9月11日	2,000	60.00 (60.00)	-
みずほ不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年 7月15日	1,500	100.00 (100.00)	-
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	1977年 4月1日	1,000	100.00 (100.00)	-
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャー キャピタル業務	1983年 7月27日	902	49.99 (49.99)	-
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード 業務	2005年 10月1日	500	50.99 (50.99)	-
みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査・ 研究・開発業務	1998年 4月1日	200	60.00 (60.00)	-
みずほリアルティOne 株式会社	東京都中央区	持株会社	2015年 10月28日	100	100.00 (100.00)	-
株式会社みずほトラスト システムズ	東京都調布市	計算受託・ソフト ウェア開発業務	1972年 12月4日	100	50.00 (50.00)	-

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	銀行業務	1963年 4月1日	百万円 169,095 (35,977,685 百万ドン)	% 15.00 (15.00)	百万円 —
みずほ銀行(中国)有限公司 (瑞穂銀行(中国)有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	2007年 6月1日	160,740 (9,500百万 人民元)	100.00 (100.00)	—
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年 3月14日	105,676 (709百万 スターリング ポンド)	100.00 (100.00)	—
みずほセキュリティーズ アジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1999年 4月30日	49,027 (3,620百万 香港ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	1976年 8月16日	45,617 (429百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1989年 7月8日	25,175 (3,269,574 百万ルピア)	98.99 (98.99)	—
欧州みずほ銀行 (Mizuho Bank Europe N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年 3月1日	25,044 (191百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	—
ブラジルみずほ銀行 (Banco Mizuho do Brasil S.A.)	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	銀行業務	1911年 1月11日	17,958 (558百万 レアル)	100.00 (100.00)	—
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 ミュンズバッハ市	信託業務 銀行業務	1989年 3月21日	11,158 (105百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務 信託業務	1974年 11月29日	10,464 (98百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
スイスみずほ銀行 (Mizuho Bank (Switzerland) Ltd)	スイス連邦 チューリッヒ市	銀行業務 信託業務	1976年 10月20日	5,909 (53百万 スイスフラン)	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル・マーケ ッツ・エルエルシー (Mizuho Capital Markets LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ業務	1989年 1月27日	0 (3千 米ドル)	100.00 (100.00)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出してしております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
5. 従来、重要な子会社等として記載しておりました米国みずほ信託銀行(Mizuho Trust & Banking Co.(USA))は、2017年12月31日付で米国みずほ銀行(Mizuho Bank (USA))と合併し、消滅いたしました。
6. 株式会社J.Scoreを新たに重要な子会社等として加えております。
7. 株式会社シンプルクス・インベストメント・アドバイザーズは、2018年1月1日付で商号をみずほリアルティOne株式会社に変更いたしました。
8. みずほキャピタル・マーケット・コーポレーション(Mizuho Capital Markets Corporation)は、2017年9月30日付で商号をみずほキャピタル・マーケット・エルエルシー(Mizuho Capital Markets LLC)に変更いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	1,083,135百万円	— 千株	— %
合計	1,083,135百万円	— 千株	— %

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

2018年3月31日現在の会社役員の様況は次の通りであります。

■取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤 康博	取締役	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	
西山 隆憲	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
飯田 浩一	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
梅宮 真	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
柴田 保之	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
綾 隆介	取締役 ■監査委員 ■リスク委員	株式会社みずほ銀行 取締役	
船木 信克	取締役 ■監査委員		財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
関 哲夫	取締役（社外役員） ■指名委員 ■報酬委員 ■監査委員	サッポロホールディングス株式会社 監査役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
川村 隆	取締役（社外役員） ■指名委員 ■報酬委員	株式会社日本経済新聞社 社外監査役 東京電力ホールディングス株式会社 取締役会長（社外取締役）	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） ■指名委員 ■報酬委員 ■監査委員	卓照綜合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタルランド 社外監査役	
阿部 紘武	取締役（社外役員） ■報酬委員 ■監査委員	公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社 社外監査役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
大田 弘子	取締役（社外役員） ■指名委員	政策研究大学院大学 教授 JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役	
小林 いずみ	取締役（社外役員） ■指名委員 ■リスク委員	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外取締役 日本放送協会 経営委員会委員	

(注) 1. 船木 信克氏は当社監査委員としての経験等を通じ、関 哲夫氏は新日本製鐵株式会社CFOとしての経験等を通じ、阿部 紘武氏は公認会計士としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の綾 隆介氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 川村 隆氏は、2017年5月11日付で株式会社ニトリホールディングス 社外取締役、2017年5月28日付でいちご株式会社 社外取締役、および2017年6月11日付でカルビー株式会社 社外取締役を退任しております。
4. 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武、大田 弘子および小林 いずみの6氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

■ 当事業年度中に辞任・退任した取締役

氏名	地位および担当	その他
津原 周作	取締役	2017年4月1日辞任
藤原 弘治	取締役	2017年4月1日辞任
高橋 秀行	取締役 ■ 監査委員 ■ リスク委員	2017年6月23日退任
大橋 光夫	取締役（社外役員） ■ 指名委員	2017年6月23日退任

（注）地位および担当は辞任・退任時点のものであります。

■ 執行役

氏名	地位および担当	重要な兼職
佐藤 康博*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役
岡部 俊胤	執行役副社長（代表執行役） リテール・事業法人カンパニー長	
安部 大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長 （グループCIO兼グループCOO）	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員
中村 康佐	執行役副社長 大企業・金融・公共法人カンパニー長	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員
菅野 暁	執行役副社長 グローバルコーポレートカンパニー長	
加藤 純一	執行役専務 グローバルマーケティングカンパニー長	
本橋 克宣	執行役専務 アセットマネジメントカンパニー長	株式会社みずほ銀行 専務執行役員
大串 桂一郎	執行役専務 リサーチ&コンサルティングユニット長	
野村 勉	執行役常務 内部監査グループ長（グループCA）	
西山 隆憲*	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職
飯田 浩一*	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役
小嶋 修司	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
谷口 真司	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
梅宮 真*	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役
柴田 保之*	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役

(注) *印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。

■ 当事業年度中に辞任・退任した執行役

氏名	地位および担当	その他
津原 周作	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	2017年4月1日辞任
米谷 雅之	執行役専務 内部監査グループ長（グループCA）	2017年4月1日辞任
山田 大介	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長兼 インキュベーションPT担当役員	2017年4月1日辞任
藤原 弘治	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	2017年4月1日辞任
石井 哲	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	2017年4月1日辞任
綾 隆介	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	2017年6月23日辞任

(注) 地位および担当は辞任・退任時点のものであります。

(ご参考)

2018年4月1日付の執行役の状況は次の通りであります。

■ 執行役

氏名	地位および担当
坂井 辰史	執行役社長（代表執行役） グループCEO

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。
業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
岡部 俊胤	執行役副社長（代表執行役） リテール・事業法人カンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リテール・事業法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
安部 大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長（グループCIO兼グループCOO）

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、経営企画、IT・システム企画、事務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
IT・システムグループ長兼事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
加藤 純一	執行役専務 グローバルマーケットカンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルマーケットカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

本橋 克宣 執行役専務
アセットマネジメントカンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

アセットマネジメントカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

中村 昭 執行役専務
大企業・金融・公共法人カンパニー長

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

大企業・金融・公共法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

今井 誠司 執行役専務
グローバルコーポレートカンパニー長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

グローバルコーポレートカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

野村 勉 執行役常務
内部監査グループ長（グループCA）

執行役選任理由

1982年より、当社グループの一員として、与信企画、審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

内部監査グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

西山 隆憲 執行役常務
コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、コンプライアンス統括、広報、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

若林 資典 執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、リサーチ業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リサーチ&コンサルティングユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

藤城 豪二 執行役常務
グローバルプロダクツユニット長

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

グローバルプロダクツユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

小嶋 修司 執行役常務
人事グループ長（グループCHRO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、人事、コンプライアンス統括、内部監査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

梅宮 真 執行役常務
財務・主計グループ長（グループCFO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

柴田 保之 執行役常務
リスク管理グループ長（グループCRO）

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、リスク管理、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

菊地 比左志 執行役常務
企画グループ長（グループCSO）

執行役選任理由

1988年より、当社グループの一員として、経営企画、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

佐藤 康博 執行役（本定時株主総会の終結の時をもって、執行役を辞任する予定）

(2) 会社役員に対する報酬等

■ 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、当社ならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券（以下、「中核3社」）の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「取締役等」）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針として「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」を定めています。

本方針に基づく当社および中核3社の役員報酬は、当社グループの企業理念のもと、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るうえで、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としています。

当該方針の概要は以下のとおりであります。（詳細は当社ウェブサイト（<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/pdf/compensation.pdf>）をご覧ください。）

基本方針

当社および中核3社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。

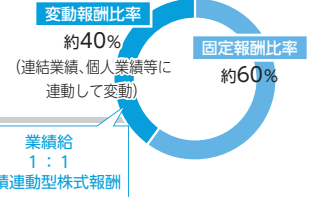
- (1) 各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
- (3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (4) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
- (5) 経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。
- (6) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

報酬体系

■ 報酬の構成

固定報酬と変動報酬としての業績給および業績連動型株式報酬

業務執行	固定報酬	基本給	<ul style="list-style-type: none"> ● 役位に基づく基準額に各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系
	変動報酬	<p>変動報酬は各役員の成果を反映し、役位に基づく基準額の0%～150%の範囲で支給</p>	
		業績給	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度計画達成のインセンティブおよびその成果への対価として支給 ● 一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能
		業績連動型株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブの向上が目的 ● 役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した額に相当する当社株式を支給 ● 全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能
	外部登用のプロフェッショナル人材等への報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能 ● 職責や業務特性ならびにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計 	



監督機能を有効に機能させるため固定報酬を原則

非業務執行	固定報酬	基本給	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤、非常勤別の基準額に、役割や職責を反映した加算を行う体系
		株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給 ● 成果に応じた支給水準の変動は行わない ● 全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能



お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ ▶

報酬決定プロセス

全員社外取締役で構成する報酬委員会によって決定

1. 報酬委員会は、当社・中核3社の役員報酬の決定方針および報酬制度の決定のほか、当社取締役・執行役の個人別報酬等の決定、中核3社取締役の個人別報酬等の当社における承認等を行う。
2. 執行役社長は、本方針等に従い、当社執行役員・専門役員の個人別報酬等の決定、中核3社執行役員・専門役員の個人別報酬等の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4. 報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者や外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

報酬額

■ 取締役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

取締役または執行役に対する、2017年度に係る報酬等（2017年度分）、および2017年度において支給または支給する見込みの額が明らかとなった2016年度に係る報酬等（2016年度分）は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	支給人数 (注) 2	報酬等 (注) 3	報酬等の種類別の総額							
			2017年度分				2016年度分			
			基本給		その他		業績給		株式報酬	
			支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役	10名	228	10名	194	8名	0	—	—	2名	33
執行役	21名	803	16名	495	16名	1	15名	154	15名	152
合計	31名	1,031	26名	690	24名	1	15名	154	17名	185

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載人数は、2017年度分および2016年度分を通じての実支給人数を記載しております。
3. 記載金額は、2017年度分および2016年度分の合計金額を記載しております。
4. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
5. 上記は、2017年4月1日付で辞任した執行役5名ならびに2017年6月23日付で退任した取締役2名および辞任した執行役1名を含んでおります。
6. 執行役の業績給は、2017年7月に当社報酬委員会において2016年度分として決定した額を記載しております。なお、このうち一定額を超える部分については、2018年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
7. 取締役（社外取締役を除く）および執行役の株式報酬は、2017年7月に当社報酬委員会において2016年度分として付与した株式給付ポイント（1ポイントが当社株式1株に換算されます）に、当社株式の帳簿価額（196.9447円/株）を乗じた額を記載しております。なお、2016年度分の株式報酬は、2018年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
8. 2017年度に係る業績給および株式報酬については、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。
9. その他は、2017年度に係る弔慰金保険料およびグループ生命保険料補助金等を含み、いずれも当社報酬委員会の決定に基づくものです。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
関 哲夫	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
川村 隆	
甲斐中辰夫	
阿部 紘武	
大田 弘子	
小林 いずみ	

(4) 取締役会および各委員会への出席状況

(2018年3月31日現在)

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会
佐藤 康博	14/14回 (100%)				
西山 隆憲	12/12回 (100%)				
飯田 浩一	14/14回 (100%)				
梅宮 真	12/12回 (100%)				
柴田 保之	12/12回 (100%)				
綾 隆介 リスク委員長	14/14回 (100%)			13/13回 (100%)	7/7回 (100%)
船木 信克	14/14回 (100%)			17/17回 (100%)	
関 哲夫 監査委員長	14/14回 (100%)	12/12回 (100%)	9/9回 (100%)	17/17回 (100%)	
川村 隆 指名委員長	12/14回 (85%)	14/14回 (100%)	8/9回 (88%)		
甲斐中辰夫 報酬委員長	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)	9/9回 (100%)	17/17回 (100%)	
阿部 紘武	14/14回 (100%)		9/9回 (100%)	17/17回 (100%)	
大田 弘子 取締役会議長	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)			
小林 いずみ	11/12回 (91%)	12/12回 (100%)			8/8回 (100%)

- (注) 1. 西山隆憲、梅宮真、柴田保之および小林いずみの4氏の取締役会への出席状況については、2017年6月の取締役就任以降、2017年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 関哲夫および小林いずみの両氏の指名委員会への出席状況については、2017年6月の委員就任以降、2017年度に開催された指名委員会への出席状況を記載しております。
3. 綾隆介氏の監査委員会およびリスク委員会への出席状況については、2017年6月の委員就任以降、2017年度に開催された監査委員会およびリスク委員会への出席状況を記載しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載の通りであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（4）取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場に必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
関 哲夫	2年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、安定的な収益基盤の構築に向けた経費・人員コントロールおよび生産性向上による抜本的対策の検討、収益計画および業績評価のあり方、ならびに国内店舗のエリア戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。さらに同氏は監査委員会委員長として、グループベースでの監査・監督機能の高度化に向けた取り組みを主導いたしました。
川村 隆	3年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、長期的な人員構造やデジタル化の進展も見据えた人員のスリム化と生産性向上、事業ポートフォリオ戦略における注力・縮退分野への対応の更なる強化の重要性等について積極的な提言を行いました。さらに同氏は指名委員会委員長として、当社の取締役選任議案や、中核3社の取締役選任・役付選定に係る当社における承認議案等について、委員会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
甲斐中 辰夫	3年9か月	最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経費等の経営管理における権限と責任の明確化、業績目標および業績評価のあり方、ならびにコンプライアンスの重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の個人別の報酬、当社および中核3社の役員報酬制度等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
阿部 紘武	2年9か月	公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、業務計画におけるモニタリングの重要性、ステークホルダーに有用な対外開示、デジタルイノベーションの活用を含めた業務プロセスの見直しの重要性等について積極的な提言を行いました。
大田 弘子	3年9か月	政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、持続的成長と将来の競争優位性の確保を目指す「抜本的構造改革」、業務計画の策定のあり方、中長期的な経営戦略を踏まえた人員管理の高度化、抜本的な事業ポートフォリオ分析の更なる踏み込みの重要性等について積極的な提言等を行いました。 さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。
小林 いずみ	0年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、市場環境の変化に対応できるリスク管理体制、新しいビジネス領域拡大に向けた人材育成強化、グローバルビジネスにおける構造改革、業務計画や抜本的構造改革等の遂行による営業現場への影響把握の重要性等について積極的な提言を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等 (2017年度分)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	116百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記は、2017年6月23日付で退任した取締役1名を含んでおります。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

(2017年度末現在)

発行可能株式総数 **51,300,000,000** 株

(2) 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2017年度末現在)

区分	発行可能種類株式総数 株	発行済株式総数 株	株主数 名
普通株式	48,000,000,000	25,389,644,945	1,016,315
第一回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
4. 2017年4月1日から2018年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式3,337,000株が増加いたしました。
5. 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主31,092名を含んでおりません。

(3) 大株主

■ 普通株式

(2017年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,070,043,700	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,054,777,400	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	512,108,700	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	479,711,500	1.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	453,273,840	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	381,129,200	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	374,905,000	1.47
J P MORGAN CHASE BANK 385151	341,932,527	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	325,656,600	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	308,675,100	1.21

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率につきましては、自己株式(6,487,234株)を除外して算定しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	2009年 2月16日	5,409個	普通株式 5,409,000株	190,910円	1円	2009年2月17日から 2029年2月16日まで
第2回 新株予約権	2009年 9月25日	5,835個	普通株式 5,835,000株	168,690円	1円	2009年9月28日から 2029年9月25日まで
第3回 新株予約権	2010年 8月26日	6,808個	普通株式 6,808,000株	119,520円	1円	2010年8月27日から 2030年8月26日まで
第4回 新株予約権	2011年 12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から 2031年12月8日まで
第5回 新株予約権	2012年 8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から 2032年8月31日まで
第6回 新株予約権	2014年 2月17日	7,932個	普通株式 7,932,000株	192,610円	1円	2014年2月18日から 2034年2月17日まで
第7回 新株予約権	2014年 12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から 2034年12月1日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の 保有人数と個数
第1回新株予約権	84個	普通株式 84,000株	1名 84個
第2回新株予約権	179個	普通株式 179,000株	1名 179個
第3回新株予約権	227個	普通株式 227,000株	1名 227個
第4回新株予約権	205個	普通株式 205,000株	1名 205個
第5回新株予約権	421個	普通株式 421,000株	2名 421個
第6回新株予約権	119個	普通株式 119,000株	2名 119個
第7回新株予約権	830個	普通株式 830,000株	9名 830個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 江見 睦生 公認会計士 高木 竜二 公認会計士 亀井 純子 公認会計士 林 慎一
当該事業年度に係る報酬等	47百万円
その他	<p>1. 監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、当該事業年度の監査計画の内容が、リスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で、適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づいた報酬見積もりであるかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である米国会計基準に係る助言業務等を委託し、対価を支払っております。</p>

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当社、連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,137百万円であります。
- なお、当社、連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

■ イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
2. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

<不再任>

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

■ ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル (Mizuho International plc) ほか11社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7 業務の適正を確保するための体制

取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」及び「当該体制の運用状況」の概要は以下の通りであります。

なお、2017年4月24日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認、規程類の改定事項の反映等の必要な見直しをしたうえで、2018年4月20日開催の取締役会において決議しております。

「業務の適正を確保するための体制」の決議内容の概要

(1) リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 総合リスク管理

「総合リスク管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。

執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、リスク委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

■ 経営政策委員会

市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

■ 事業継続管理

「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生時のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。

事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ リスク管理に係る基本方針

当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、リスク委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(2) コンプライアンス体制

執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ 「みずほの企業行動規範」

〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。

■ コンプライアンス

コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。

執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

■ 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。

■ 経営政策委員会

コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ コンプライアンスに係る基本方針

当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

(3) 執行役の職務執行

執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

■ 保存期限等

経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。

■ 情報管理

執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。

■ 経営政策委員会

情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 権限委任

業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。

■ カンパニー制

顧客セグメント別の経営体制としてカンパニーおよびユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。

■ リスクアペタイト・フレームワーク運営

当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。

■ 分掌業務・決裁権限等

取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(4) グループ経営管理体制

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

■ 「みずほの企業行動規範」

グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。

■ グループ経営管理

持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。

主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。

■ 役職員等による取締役会等への報告

取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「カンパニー制」の運営に関する規程等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

■ 主要グループ会社からの承認申請・報告

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。

当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 経営方針等の策定・提示

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員会の職務執行

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

■ 監査委員会室の設置

監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

■ 監査委員会の事前同意

監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。

■ 体制の十分性、独立性の確保

監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制

■ 当社役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。

■ 内部監査グループとの連携

監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行う等、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

■ 子会社等の役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■ 子会社等の管理状況の報告等

監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 不利益取扱いの禁止

社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

■ 費用負担

監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 監査委員の選定

金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名または2名を常勤の監査委員として選定する。

■ 内部監査グループ等との連携

監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて、その職務を遂行する。

■ 会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■ 会計監査人・子会社等の監査役との連携

監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

(1) リスク管理体制

- 当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うことで資本の健全性を確保しております。また、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- 事業継続管理統括の専門組織として企画グループ内に危機管理室を設置しております。そのうえで、グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、事業継続管理委員会において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
- 「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。
- 当社は主要グループ会社より、リスク・事業継続管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のリスク・事業継続管理の状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理および必要な計画変更を行っております。
- 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画におけるグループ共通の重点施策として、「反社会的勢力との関係遮断」に注力しております。
- コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- 当社は主要グループ会社より、コンプライアンス管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(3) 執行役の職務執行

- 経営会議・各種委員会の議事録、関連資料、稟議書・報告書等、重要な文書に関し、定めに従い保存・管理を実施しております。また、研修、チェックを含めた情報管理に関する具体的実践計画を策定、フォローするとともに情報管理の状況等を取締役会等に報告しております。
- 当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。
- 銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しております。

- 事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行うべく、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
- 取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議、経営政策委員会を設置し、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。なお、簡素化・効率化を通じた意思決定プロセスの実効性向上を目的として、経営政策委員会等、会議体の統廃合等を決議しました。

(4) グループ経営管理体制

- グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
- 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
- 主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- 当社グループにおける強固なグループガバナンス体制が構築できる制度として、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券は以下の理由により、監査等委員会設置会社へ移行しました。
 - ① 持株会社である当社の指名委員会および報酬委員会と調和が取れた機関設計であり、グループベースでの役員人事および報酬等の妥当性・公正性の確保が可能であること
 - ② 社外取締役が重要な役割を果たし、監督機能の高度化と意思決定の妥当性・公正性・迅速性の確保により、企業集団の内部統制システムの強化が可能であること
 - ③ 内部監査グループを活用した組織監査が行われることにより、グループベースでの連携体制の高度化が可能であること

(5) 監査委員会の職務執行

- 監査委員会は、社内非執行取締役2名および社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役2名を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めております。
- 監査委員会は、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について執行役等から定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- このうち、内部監査については内部監査グループ長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画に関する同意決議を行っております。
- また、子会社等の監査等委員・監査役との緊密な連携を図るため、定期的および必要に応じて都度、意見交換等を実施しております。
- さらに、会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- 社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知しております。
- 監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っております。

8 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の 末日における帳簿価額の合計額

5,015,233百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

10,587,719百万円

9 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた 権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

（その他留意事項）

「事業譲渡等の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との取引に関する事項」「会計参与に関する事項」につきましては、該当事項はございません。